特別徴収への切替申請書

※保守・入力保留 □未申告 □前職切未着	
※区市町村記入欄	入力/照合
	宛名番号

※収受印欄	給与支払者	特別徴収義務者	所在地 〒
			フリガナ
			氏名又は名称
葛飾区長あて 令和　年　月　日提出			個人番号又は法人番号 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	新規	
納入書の使用（年１回送付）	１　使用する　２　使用しない	
担当連絡者先	所属	
	氏名	
	電話	内線（　　）

給与所得者	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年　月　日	
	個人番号		
	１月１日現在の住所		
	現在の住所	※１月１日現在の住所と異なる場合にご記入ください。	

普通徴収切替期別 ※期別を○で囲んでください。	〔１・２・３・４〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
特別徴収開始予定月	月分から特別徴収を開始します。 ※申請書を提出する月の翌々月以降をご指定ください。
受給者番号	
届出理由	１　入社（　年　月　日） ２　復職（　年　月　日） ３　その他（　　）

【注意事項】

1　葛飾区では、月割額や指定番号の電話連絡ができません（決定内容は「特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。）。

2　原則、申請書の提出があった月の翌々月以降を特別徴収の開始月として処理します（提出があった月と同月が記入してある場合も、翌月以降を開始月として処理します。）。「特別徴収税額の決定・変更通知書」発送までに数週間かかりますので、２か月程度の余裕をもって申請書をご提出ください（短い期間の場合は、開始月を変更させていただくことがあります。）。

3　課税資料や前勤務先からの異動届等の必要書類が未着の場合は、徴収開始月のご希望に沿えない場合があります。

4　次のいずれかに該当するものは、特別徴収への切り替えができません。ご本人が納めるように必ずお伝えください。
①普通徴収の納期限を過ぎた税額（普通徴収の納期は年４回です。）
普通徴収の納付書に、随時・過年・督促と記載がある場合も特別徴収への切り替えができません。
※口座振替登録をしている方の場合、納期限前でも切り替えができないことがあります。
②前年に給与収入がない方の税額
③65歳以上の方の年金所得に係る税額

5　普通徴収の納付書（二重納付防止のため、特別徴収に切り替える分の未納分納付書（納期未到来））を添付してください。

※区市町村記入欄					
期課税者	口座（有・無） 有→（前納・期別）				
未到来分納付書	1	2	3	4	全
収納照会	1	2	3	4	全
控返却	済				

【提出先】　〒124-8555　葛飾区立石５丁目13番１号　葛飾区役所総務部税務課課税係